

(二) ホームルーム内に、好ましい人間関係を醸成し、ホームルーム担任を中心に相談活動を充実し、共感的理解を図る。

(三) すべての生徒が、集団生活に適應し、それぞれの能力や特性を發揮し得るよう、教育相談体制の整備充実に努める。

### 三 集団生活における規律の維持向上に努める

(一) 基本的な生活習慣の確立に努め、ルール遵守の気風を醸成し集団生活における秩序と規律の維持に努める。

(二) 生徒の自主活動を通じ、集団への所属意識や連帯感を高めるとともに自主的・自律的生活の推進を図る。

### 四 家庭及び中学校との連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導の推進を図る

(一) 家庭に対しては、学校の教育目標や指導方針について理解と協力を得るとともに、家庭教育の充実を図るための啓発に努める。

(二) 中・高連携の組織や方法に改善を加え、相互の信頼関係に基づく高一貫の生徒指導の推進を図る。

(三) 地域の関係諸機関・諸団体との連携を密にし、地域におけるすべての学校のあらゆる生徒を対象とした指導体制の整備に努める。

(四) 地域ぐるみの補導活動や研修活動

の充実を図るとともに、環境浄化活動や生徒の社会参加活動の推進にも努める。



心身に障害を持つ児童生徒に対して適切な教育の場と機会を確保し、社会自立と社会参加を推進するため、養護教育の重点目標として「社会参加をめざす養護教育の推進」を設定した。この実現を図るため、適正就学推進、基礎学力の向上等に一層努めるとともに、児童生徒の障害の状態及び発達段階に応じて適切な教育がなされるよう次の七つの項目を柱とした指導の重点を設定した。

#### 一、教育課程の改善・充実

##### 1 教育課程及び指導一般

(1) 教育課程は、小・中・高一貫した教育方針を明確に設定し、児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階に応じた編成に努める。

(2) 指導計画の作成は、学習指導要領の解説書並びに手引書の十分な活用

を図り、障害の状態及び発達段階に応じ「領域・教科を合わせた指導」又は「合科的な指導」を適切に導入するように努める。

(3) 指導に当たっては、個々の児童生徒の到達目標を明確に設定し、毎時の授業の達成状況を的確に把握し、基礎的、基本的内容を確実に習得させるよう指導の形態や方法に創意工夫を加え、適切な指導に努める。

(4) 評価に当たっては、評価の対象と観点、評価の手だてを明確にし、教育課程の実施状況の把握と改善に努める。

##### 2 道徳教育

(1) 指導計画の作成は、障害の状態及び発達段階に応じ道徳教育の目標や内容を明確にし、小・中・高の一貫性を図るとともに、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本に計画する。

(2) 「道徳の時間」の指導計画の作成は、各教科、特別活動、養護・訓練との関連を図り、道徳的判断力の向上、実践力の育成が行われるように努める。

(3) 「道徳の時間」においては、主題のねらいを達成するための展開の工夫、指導記録の評価、改善の累積により、指導が効果的に行われるようにする。

(4) 道徳性の育成に当たっては、学校・家庭・施設が共通理解のもとに

具体的目標を設定し、連携を密にして指導に当たれるよう努める。

##### 3 特別活動

(1) 指導計画の作成は、少人数から生じる種々の制約に配慮し、学校の創意を生かし、児童生徒の自発的・自治的な実践活動がなされるようにする。

(2) 学校行事計画の作成は、障害の状態及び発達段階並びに施設等の実情を考慮して行事の精選を行い、児童生徒の負担過重にならないように努める。

(3) 学校給食の指導に当たっては、身辺自立の促進等を図る工夫を計画的、継続的に行う。

##### 4 養護・訓練

(1) 指導計画の作成は、一人一人の心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とした個別計画とするとともに、全教職員の共通理解・協力的体制のもとに実践できるようにする。

(2) 指導に当たっては、一人一人の意欲的な活動を促すよう工夫し、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を求め、適切な指導がなされるよう努める。

#### 二、重度・重複障害教育内容の充実

1 指導計画の作成は、個々の障害の状態及び発達段階に応じ、基本的動